

【資料3】 R4障がい当事者・家族団体との意見交換会における主な意見・要望と対応

関係条文	主な意見・要望	対応
第6条 事業者の役割	事業者の合理的配慮提供義務について普及啓発してほしい。	・ 障害者差別解消法の改正等も踏まえ、業界団体向けの出前講座やオープンセミナー等を実施予定（R5）。
第9条 啓発及び学習の機会の確保	様々な障がい特性やそれに応じた意思疎通手段に関する啓発を行ってほしい。	・ 啓発冊子（別添参照）及び動画を作成。 ・ 出前講座等による啓発の実施。
	ヘルプカードの普及啓発の際、意思疎通方法の記載例を示してはどうか。	・ ヘルプカード・ヘルプマークの交付時やホームページで使用例を紹介。
	手話マーク、筆談マークを普及・宣伝してほしい。	・ 県や内閣府、厚生労働省のホームページで障がい者関係のマーク一覧として記載。引き続き、機会を捉えて普及していく。
	県政番組等に手話コーナーを設け、継続的に放映してはどうか。	・ 県政番組の各回の最後にリポーターとくまモンが手話言語を一語ずつ紹介することを検討中。
第10条 情報の発信等	行政から届く文書に点字も添えてほしい。	・ 職員対応要領の中に、過重な負担でない限り合理的配慮をするよう記載。点字だけでなく様々な配慮の方法が考えられるため、必要に応じて対応。
	県からのお知らせ等の「分かりやすい版」を作成してほしい。	・ 県政番組の県からのお知らせについて、画像とルビを振った読み原稿を県ホームページに掲載することを検討中。
	災害時の情報保障を徹底してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が発信する避難情報等の伝達手段の多重化を実施。 ・ 避難支援者等を定める個別避難計画について、市町村の作成支援（個別訪問によるヒアリング、アドバイザー派遣等）を実施。 ・ 上記に加え、県内複数の地区において、ワークショップや避難訓練をとおして計画の見直しを実施するなど、実効性を高めるための支援も実施。 ・ 「避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」において合理的配慮を行うこと等を示しており、「障がい者の特性に応じた平時・災害時の対応指針」において、障がい特性に応じた配慮について具体例を記載。

関係条文	主な意見・要望	対応
第11条 人材の養成等	ICT機器の利用支援を事業化してほしい。	・全国の事例も踏まえながら検討していく。
	公的機関に手話通訳者を設置・派遣してほしい。	・県及び9市町では手話通訳者を設置している。引き続き、設置する市町村が増えるように取り組んでいく。
第12条 学校等の設置者の取組	各学校で手話月間を設けるなど、理解促進を図ってほしい。	・継続的な手話の学習や手話歌等への取り組みなど、現在各学校で取り組まれている好事例を集め、学校への情報提供を行っていく。
	学校の先生が聴覚障がいについて正しく理解するための施策をしてほしい。	・特別支援教育に関わる全ての職員に対して、研修の中で聴覚障がいを含めた、障がいの特性等の理解を図っていく。 ・熊本聾学校と連携し、県内の学校に聴覚障がいに対する正しい理解啓発を図っていく。
第13条 事業者に対する協力	就労に関しては、合理的配慮について調整する人が必要だが、マンパワー、ジョブコーチが足りない。法定雇用率だけ引き上げるのではなく、雇用主側への援助が必要。	・障害者就業・生活支援センターでは、障がい者の一般就労に向けた相談支援を実施しており、雇用主と障がい者間の調整や問題解決に向けた助言・指導等の定着支援を関係機関と協力して行っている。